

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊座間駐屯地
第441会計隊長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	数 量	納 期	納 地
座間直置き吸収冷温水機保守点検役務	仕様書のとおり	式	1	令和4年4月26日～ 令和5年3月31日	陸上自衛隊座間駐屯地

2 参 加 資 格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C、D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

3 契約条項を示す場所: 第441会計隊事務室

4 説明会の日時及び場所: なし

5 入札実施日時及び場所: 令和4年4月26日(火)11時30分 陸上自衛隊座間駐屯地 3F 小会議室

6 保 証 金

- (1) 入札保証金: 免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。))の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (2) 契約保証金: 免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償: 遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無 効 入 札

- (1) 本公告に示した資格のない者の入札
- (2) 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札金額が明瞭でない入札
- (5) FAX、電報、電話、電子メールの入札
- (6) 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契 約 書 の 作 成: 落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10 そ の 他

- (1) 委任状について: 入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- (2) 資格審査結果通知: 入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- (3) 郵便入札について: 郵便による入札は令和4年4月25日(月)17時00分までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
- (4) 暴力団排除誓約事項: 入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
- (5) 入門について: 米軍基地内に所在するため入門の際にはエスコートが必要となります。(米軍入門バス所持者を除く)
当日会場において入札に参加される方は事前連絡のうえ、入札時間30分前までに手続きを実施するので、駐車場に到着後、会計隊に連絡をすること。
また身分証明証(運転免許証(暗証番号を控えておくこと)パスポート等)及び車で来られる場合は車検証、任意保険証が必要になります。
- (6) 問い合わせ・連絡先: 〒252-0378 神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地第441会計隊契約班 046-253-7670(内線2357) 担当 柏瀬

表紙共7枚

仕様書番号 第 14 号
作成年月日 4 . 4 . 15
作成者 座間駐屯地業務隊
管理科 営繕班
防衛技官 伊藤 準基

座間直だき吸収冷温水機保守点検役務

陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科

業務隊長	管理科長	営繕班長	基対環保	工事企画主任	管財係	設備係長	熱管理係長	作成者
								
役務件名	座間直だき吸収冷温水機保守点検役務						図面番号	1 / 7
種 別	表 紙						縮 尺	—
陸 上 自 衛 隊 座 間 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科							令和4年 4月 15日	

仕 様 書

- 1 役務件名：座間直だき吸収冷温水機保守点検役務
- 2 役務場所：神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地内
- 3 役務概要：座間駐屯地のJ-11厚生施設、J-13隊庁舎及びJ-14庁舎に設置している直だき吸収冷温水機及び冷却塔の保守点検一式
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は、本特記事項によるほか「建築保全業務共通仕様書」（最新版）に基づき実施するものとする。
 - (2) 役務実施に際して関係法令及び諸規則を遵守するものとする。また、本役務の現場及び許可された場所以外の無断立入は禁止とする。
 - (3) 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
 - (4) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても役務上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。また、軽微な変更が生じた場合は、その都度監督官と協議を行うものとする。その際は、請負金額及び工期等の変更は行わないものとする。
 - (5) 請負者は本役務実施に際して機器及び施設等を汚破損した場合は、速やかに監督官へ通報するとともに、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
 - (6) 役務実施に際して安全帽の着用又、高所作業の場合は安全带等の着用の適切な処置を行い、安全管理には十分留意すると共に役務終了後は現場の整理整頓、清掃を実施するものとする。
 - (7) 役務写真は、作業前、作業中、作業後及び監督官の指示する場所を撮影し、作業完了後に整理したものを1部提出するものとする。
 - (8) 請負者は作業開始に先立ち、工程表を監督官に提出し、承認を得るものとする。
 - (9) 請負者は、監督官が指示する様式に従い必要書類を作成し遅滞なく提出するものとする。

5 保守点検機器詳細

設置場所		機器名	メーカー及び規格	台数	能力	点検周期	
J-11 厚生施設	1階 機械室	直だき 吸収冷温水機	矢崎エナジーシステム(株) CH-KG60U33	1	冷房211KW 暖房163KW	冷房イン 暖房イン	1回/年 1回/年
	屋外	冷却塔	エバラ冷熱システム SDW-U60ASD	1	冷却391KW	冷房イン 冷房オフ	1回/年 1回/年
J-13 隊庁舎	B1階 機械室	直だき 吸収冷温水機	川重冷熱工業(株) ΣTZG-100LP5C	1	冷房305KW 暖房222KW	冷房イン 暖房イン	1回/年 1回/年
	屋上	冷却塔	空研工業(株) SKB-92GR	1	冷却587KW	冷房イン 冷房オフ	1回/年 1回/年

検 印	
検査官	作成者
	

役務件名	座間直だき吸収冷温水機保守点検役務	図面番号	2/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和4年	4月15日

設置場所		機器名	メーカー及び規格	台数	能力	点検周期	
J-14 庁舎	B1階 機械室	直だき 吸収冷温水機	川重冷熱工業(株) ΣTUC-100DN5 C	2	冷房323KW 暖房191KW	冷房イン 暖房イン	1回/年 1回/年
	屋上	冷却塔	空研工業(株) SKB-102GR	2	冷却652KW	冷房イン 冷房オフ	1回/年 1回/年

6 キャンプ座間入門について

(1) 座間キャンプ内への入門に際しては、在日米陸軍が定める関係規則に従い、監督官が指示する事項を速やかに準備し提出するものとする。

なお、在日米陸軍及び監督官が指示する事項を満たせなかった場合の契約期間延長及び契約金額変更は認めないものとする。

(2) 座間キャンプ内への入門に際しては、入門当日に有効期限内である自動車運転免許証(記載された住所と現住所と一致しているもの(以下『同一住所』と略。))に限る。)パスポート、同一住所の住民基本台帳カード(顔写真が添付されているものに限る。)又は同一住所のマイナンバーカード(顔写真が添付されているものに限る。)のいずれかを準備し、在日米陸軍及び監督官が指示した際は速やかに提出できる者に限るものとする。

なお、パスポート、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードについては、本籍地が記載されかつ6ヶ月以内に発行された住民票の原本を添付するものとする。

(3) 車両を運転して入門する者については、自動運転免許証に加えパスポート、住民基本台帳カード又はマイナンバーカードのいずれかを準備するとともに、入門当日に有効期限内である以下に掲げる書類等を準備し、在日米陸軍及び監督官が指示した際は速やかに提示するものとする。

ア 車検証

イ 自動車賠償責任保険証

ウ 任意保険証(対人保険3,000万円以上及び対物保険300万円以上)

7 特記事項

(1) 本保守点検については、冷却塔の冷房イン点検時に行う清掃を冷房オフ点検時にも実施し、それぞれストレーナの清掃も併せて行うものとする。

(2) 本役務に必要な消耗品及び材料はすべて請負業者の負担するものとする。

(3) 「建築保全業務共通仕様書」にある点検項目以外で、メーカー仕様の点検が必要な場合は、それに準じて保守点検を行うものとする。

(4) 点検時に汚れ、さび等確認された場合は確実に清掃・除去を実施すること。その際に、管等を損傷させないように十分に注意して実施するものとする。

(5) 本保守点検実施時に機器の異常を発見した場合は直ちに原因究明し、軽微な物は復旧することとし、修理が必要な場合には、修理に係る資料及び見積書を速やかに提出することとする。

検 印	
検査官	作成者
	

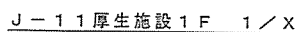
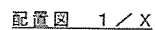
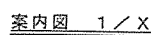
役務件名	座間直だき吸収冷温水機保守点検役務	図面番号	3/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和4年	4月15日

- (6) 直だき吸収冷温水機の溶液をサンプリング分析し、速やかに分析結果を提出するものとし、結果により必要に応じたインヒビターの調整を実施するものとする。
- (7) 中央監視装置による自動制御設備による冷房及び暖房切替作業は、監督官と十分調整を行い、切替に必要な準備・動作確認点検を実施するものとする。また、J-11直だき吸収冷温水機については、スケジュール制御における起動・停止が適正に実施されるよう確認及び修正し、本役務の範囲を超える修理または機能更新が必要と判断した場合は、当該修理または機能更新に必要な理由について、文書等に見積書を添付して監督官に十分説明するものとする。
- (8) 完了検査合格後、点検及び保守上の欠陥によるとみられる不具合の発生について請負者は1年間その責を負うものとする。
- (9) 報告書は、各機器及び各点検周期ごとに「建築保全業務報告書作成の手引き」による書式のを1部と併せて、直だき吸収冷温水機についてはメーカーの点検様式も1部提出するものとする。
- (10) 本保守点検用で請負者が持込むPCツールの機種名、使用者名を事前に監督官に報告するものとする。

検 印			
検査官		作成者	
			
役務件名	座間直だき吸収冷温水機保守点検役務	図面番号	4 / 7
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和4年 4月 15日	

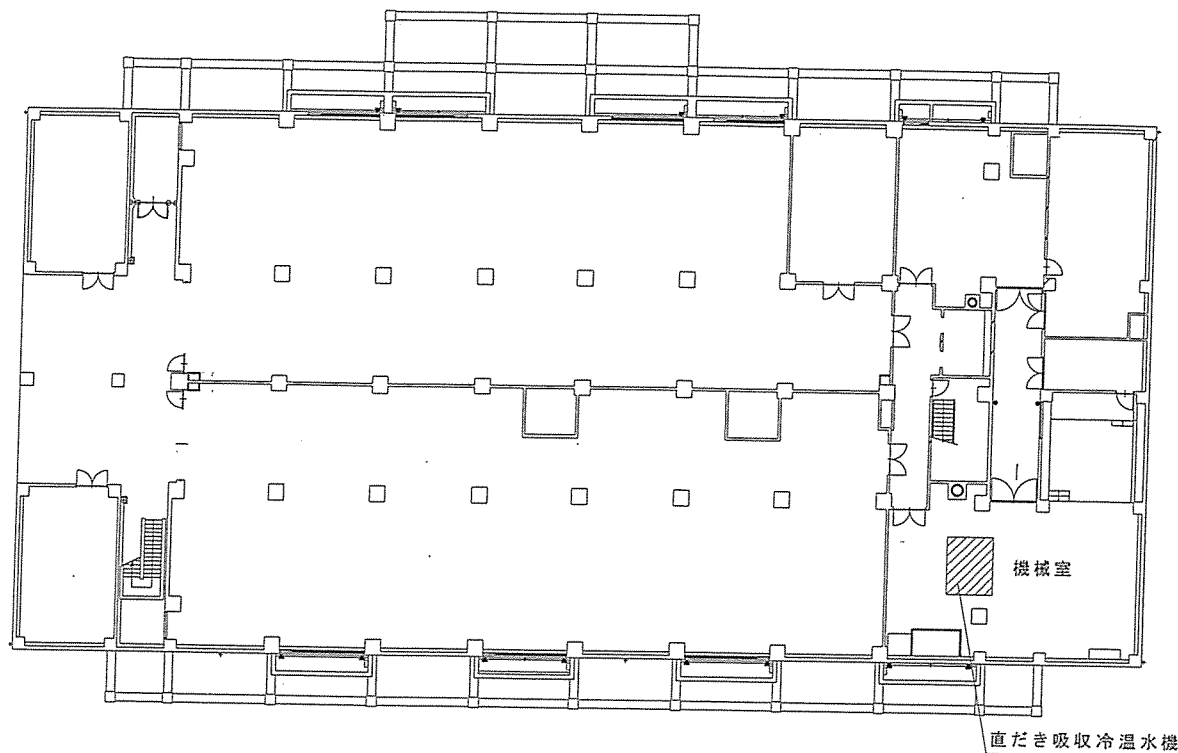
役務場所（J-13業務隊庁舎）

役務場所（J-11厚生施設）

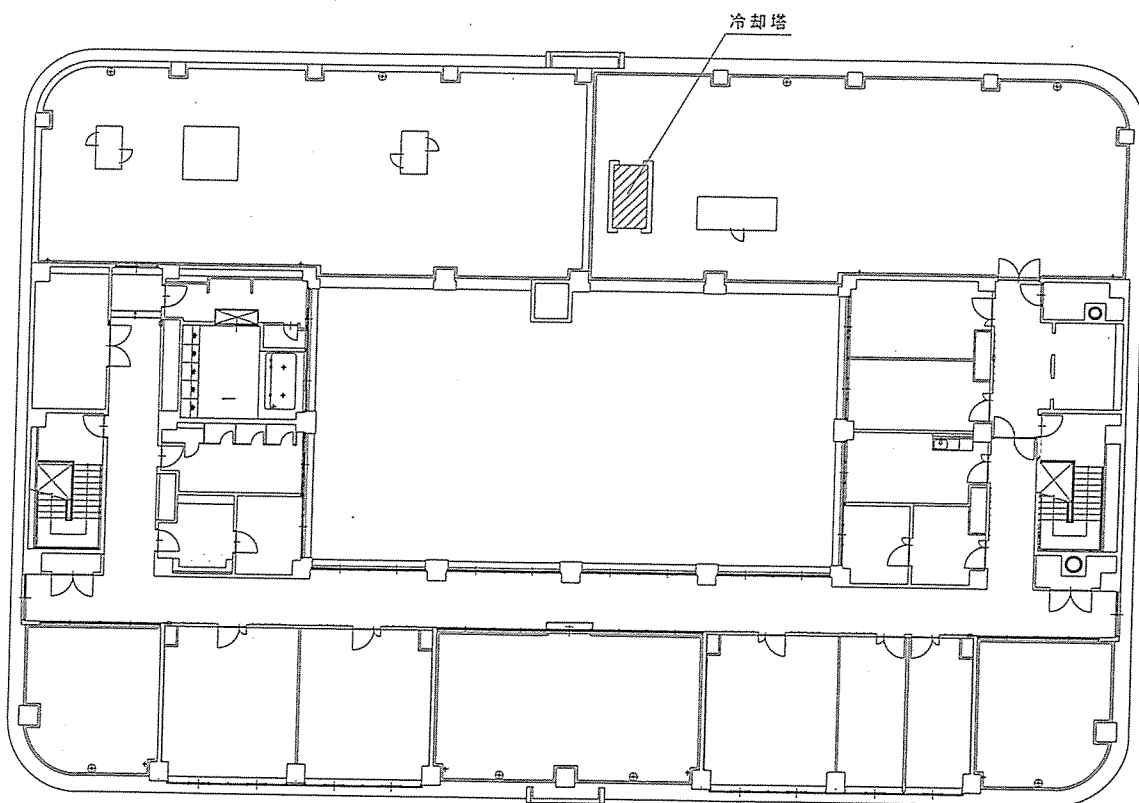


検 印	
検査官	作成者
	
図面番号	5 / 7
縮 尺	
令和 4 年 4 月 15 日	

役務件名	座間直だき吸収冷温水機保守点検役務
種 別	案内図、配置図、平面図（１）
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科	



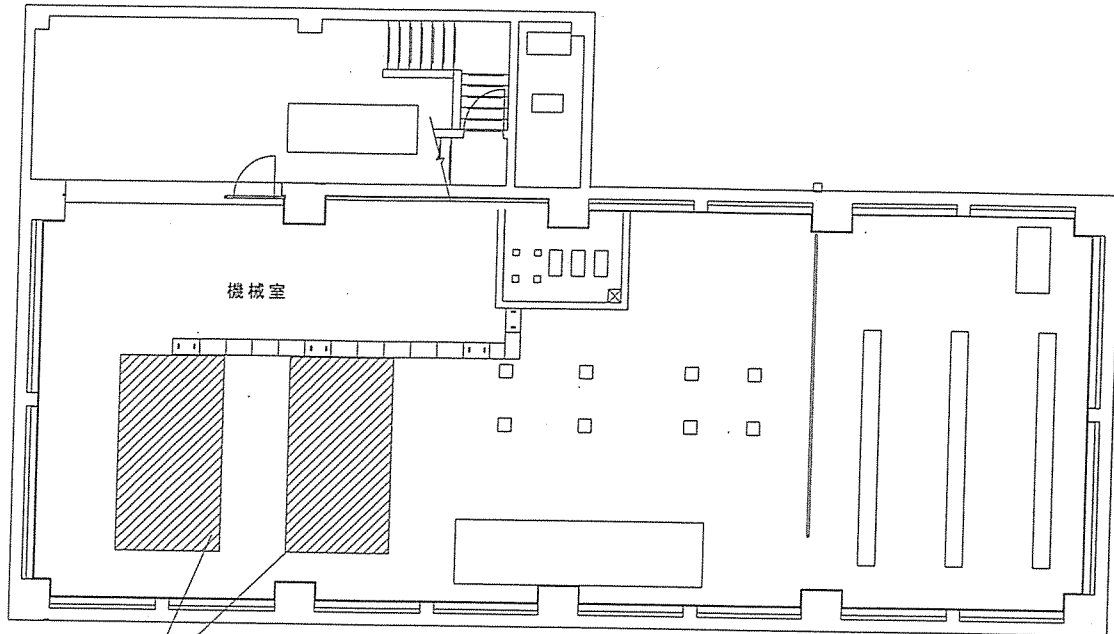
J-13業務隊庁舎B1F 1/X



J-13業務隊庁舎6F 1/X

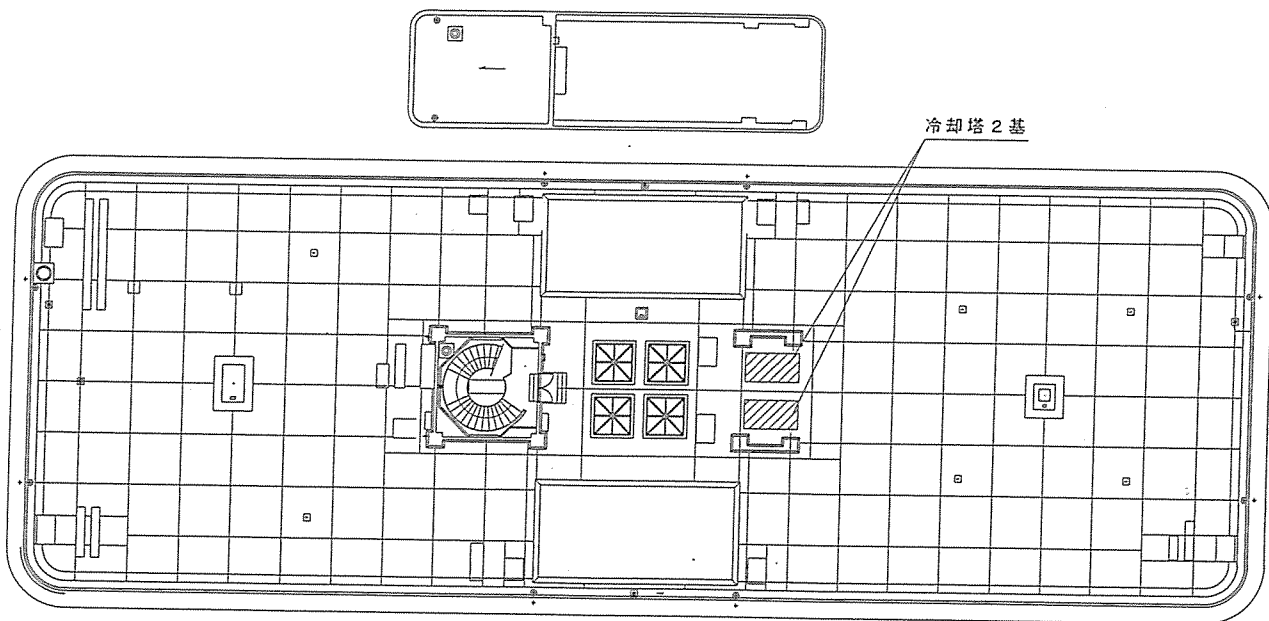
役務件名	座間直だき吸収冷温水機保守点検役務
種別	平面図(2)
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科	

検査官	印
作成者	
図面番号	6 / 7
縮尺	
令和4年4月15日	



直だき吸収冷温水機2台

J-14 庁舎 B 1 F 1 / X



冷却塔2基

J-14 庁舎 R F 1 / X

役務件名	座間直だき吸収冷温水機保守点検役務
種別	平面図(3)
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科	

検 印	
検査官	作成者
	
図面番号	7 / 7
縮尺	
令和4年4月15日	

入札書

殿

(税抜)

上記の公告又は通知に対して、「入札及び契約心得」及び「東部方面隊標準契約書」の特約条項等を承諾のうえ入札(見積)いたします。なお、「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

価格調査票

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊座間駐屯地

第441会計隊長 綾戸常貴 殿

住 所

会 社 名

代表者名

NO	項 目	規格・寸法	単位	数量	単価	合計	備考
座間直だき吸収冷温水機保守点検役務							
1	直だき吸収冷温水機(J-13隊庁舎)						
(1)	冷房イン、暖房イン	川重冷熱工業ΣTZG-100LP5C	台	1			
(2)	冷却塔、冷房イン、冷房オフ	空研工業 SKB-92GR	台	1			
(3)	インヒビターの点検		式	1			
(4)	ストレーナ点検整備	槽内・Y型	式	1			
(5)	操作盤(マイコン盤)のデータ確認及び調整		式	1			
(6)	中央監視装置・自動制御動作確認点検		式	1			
(7)	小計						
2	直だき吸収冷温水機(J-14庁舎)						
(1)	冷房イン、暖房イン	川重冷熱工業ΣTUC-100DN5C	台	2			
(2)	冷却塔、冷房イン、冷房オフ	空研工業SKB-102GR	台	2			
(3)	インヒビターの点検		組	2			
(4)	ストレーナ点検整備	槽内・Y型	組	2			
(5)	操作盤(マイコン盤)のデータ確認及び調整		組	2			
(6)	中央監視装置・自動制御動作確認点検		組	2			
(7)	小計						
3	直だき吸収冷温水機(J-11庁舎)						
(1)	冷房イン、暖房イン	矢崎エナジーシステムCH-KG60U33	台	1			
(2)	冷却塔、冷房イン、冷房オフ	エバラ冷熱システムSDW-U60ASD	台	1			
(3)	ストレーナ点検整備	槽内・Y型	式	1			
(4)	操作盤(マイコン盤)のデータ確認及び調整		式	1			
(5)	小計						
4	諸経費		式	1			
5	合計						(税抜)

令和4年4月22日(金)の13時までに返信頂けますよう、ご協力お願いします。

※FAX可